



発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定 (障害保健福祉課)	1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出 (")	1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の業務の廃止の届出 (")	1
◎農業委員会等に関する法律による農業委員会ネットワーク機構の指定 (農地・担い手対策課)	2
○保安林の解除予定の通知 (治山林道課)	2
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 (漁業管理課)	2
◎宇佐漁港プレジャーボート等保管施設の指定管理者の指定 (漁港漁場課)	2
○土地収用法に基づく事業の認定 (用地対策課)	2
○道路の区域変更 (2件) (道路課)	3
○建築基準法による特定工程及び特定工程後の工程の指定並びに告示の廃止 (建築指導課)	4
高知県公安委員会告示	
○警備員等に係る検定の実施	4
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	5
◎初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	5
◎単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	6
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正	6
落札公告	

○落札者等の公告 (建設管理課) 7

告 示

高知県告示第118号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

平成28年3月11日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の種類	育成医療又は更生医療に係る診療科において担当する医療の種類	指定年月日
訪問看護ステーションあき	安芸市港町二丁目635	育成医療及び更生医療		平成27年3月1日
エール薬局 たかおか店	土佐市高岡町甲1893-1	"		平成27年4月1日
調剤薬局ツルハドラッグ須崎東店	須崎市桐間西110	"		"
もも薬局	安芸郡安田町安田1751	"		"
高知調剤薬局日章店	南国市田村乙2040-3	"		平成27年8月1日
訪問看護ステーション	香南市赤岡町569-3	"		"

あおぞら				
J A 高知病院	南国市明見字中野526-1	"	腎臓に関する医療	平成27年10月1日
医療法人白井会田野病院	安芸郡田野町1414-1	"	中枢神経に関する医療	"
ライオン薬局わじき店	安芸郡芸西村和食甲4683	"		平成27年12月1日

高知県告示第119号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から所在地の変更について届出があった。

平成28年3月11日

高知県知事 尾崎 正直

区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の種類	育成医療又は更生医療に係る診療科において担当する医療の種類	変更年月日
変更前	訪問看護ステーションキレイ	安芸市川北甲3637番地	更生医療		平成27年3月1日
変更後		香南市赤岡町569番地 NCハウス201号			

高知県告示第120号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条第1号の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から業務の廃止について届出があった。

平成28年3月11日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の種類	育成医療又は更生医療に係る診療科において担当する医療の種類	業務の廃止年月日
病院通薬局	土佐市高岡甲1893-1	育成医療及び更生医療		平成27年3月31日
下元調剤薬局けんみん前店	宿毛市平田町戸内2194-15	〃		平成27年7月31日
わじき薬局	安芸郡芸西村和食甲4683	〃		平成27年11月30日

高知県告示第121号

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第31条第2項の規定に基づき、同法第2条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条の規定の例により、同条第1項の規定による農業委員会ネットワーク機構としての指定をしたので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成28年3月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 農業委員会ネットワーク機構の名称及び住所
高知県農業会議
高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 2 農業委員会ネットワーク機構の事務所の所在地
高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 指定年月日

- 4 指定の効力発生效年月日
平成28年4月1日

高知県告示第122号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年3月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
高岡郡越知町越知字幸四郎丁1582・丁1583の1（以上2筆国有林）、宇尾常瀧丁1651の1・丁1651の7・丁1651の8（以上3筆国有林）、丁1651の6
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第123号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 届出事項
 - (1) 発起人の住所及び氏名
幡多郡大月町 安岡 真治
〃 〃 池 春雄
〃 〃 森 下 潤三
 - (2) 加入区の名称
浦尻加入区
 - (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
すくも湾漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
 - (1) 縦覧期間
平成28年3月11日から同月25日まで
 - (2) 縦覧場所
すくも湾漁業協同組合大月町統括支所事務所

高知県告示第124号

高知県漁港管理条例（昭和38年高知県条例第17号）第32条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第36条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成28年3月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称
宇佐漁港プレジャーボート等保管施設
 - 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市本町一丁目6番21号
高知県漁業協同組合
 - 3 指定期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 高知県告示第125号**
土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。
平成28年3月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 起業者の名称
日本赤十字社
- 2 事業の種類
高知県赤十字血液センター移転新築事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
南国市岡豊町小蓮地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
平成28年1月29日に日本赤十字社から申請があった高知県赤十字血液センター移転新築事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、次のとおりである。
 - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、日本赤十字社が医療法（昭和23年法律第205号）による公的医療機関である高知県血液センターを移転新築する事業であり、土地収用法第3条第24号に掲げる「医療法（昭和23年法律第205号）による公的医療機関」に係る事業に該当する。
したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業の起業者である日本赤十字社は、赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的とする日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）に基づいて設立された特殊法人であり、本件事業に要する経費についての予算措置も講じられていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。
したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
 - (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について
日本赤十字社は、世界各国に設立されている赤十字・赤新月社の一つとして、日本赤十字社法に基づき、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的として日本国内外において活動している特殊法人である。
高知県赤十字血液センター（以下「当該施設」という。）は、日本赤十字社が全国に設置する血液事業施設の地域センターの一つとして位置付けられている。
当該施設は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）に基づき昭和61年4月5日から採血所として採血事業を行っており、加えて医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づき輸血用血液製剤の販売を行っている県内唯一の機関である。
また、当該施設は、昭和61年3月31日に旧高知県中央保健所長から診療所の開設許可を受けており、医療法による公的医療機関でもある。
当該施設の現在の所在は、平成61年4月に移転新築した高知市棧橋通六丁目であり、当地は、海拔2.6メートルで、南は県道高知港を隔てて高知港の岸壁になっており、近い将来発生が予想されている南海トラフ地震により、県の公表資料では、1.5メートルの地盤沈下が予想され、地震後の津波及び長期浸水地域にも指定されていることから、南海トラフ地震の発災により正常な業務の遂行ができなくなることが予想されている。
具体的影響として、救急用に1階に保管されている血液製剤が使用できなくなる可能性が高いこと、勤務時間外に発災した場合、職員の参集が困難となること、血液運搬車等の車両が使用不能となり、各病院への製品供給が困難となること等が想定される。
また、浸水が長期に及ぶと、ヘリコプターによる血液製剤等の運搬供給が必要となってくるが、現所在地では、近隣にヘリポートは整備されていない。
こうした状況の下、当該施設は、移転先として、南海トラフ地震の津波浸水区域外であり、南海トラフ地震の発災時に施設の機能が維持でき、なおかつ血液製剤の供給業務を行うことができること、通常時及び災害時の円滑な製品供給体制を維持し県外の関連施設との連携を確保するために高知自動車道の南国インターチェンジ及び高知インターチェンジへのアクセスが容易なこと、南海トラフ地震の発災時にヘリポートの確保が容易に行えること等を条件として検討し、南国市岡豊町小蓮地区をその候補地として決定したものである。
本件事業は、安全で安定的な血液の供給を行い、県民の命と健康とを守る上で欠かすことができない当該施設

を南海トラフ地震が発生し被災した場合でも最大限機能を維持するため現所在地から移転するものであり、早期に実現すべき重要な事業である。
以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。
イ 本件事業の施行により失われる利益について
本件事業の起業者である日本赤十字社の調査によると、本件事業の起業地内には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）又は高知県希少野生動植物保護条例（平成17年高知県条例第78号）の定めにより起業者が保護のため特別の措置を講ずべきとされた動植物が、確認されていない。更に、起業地は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地である栄エ田遺跡内に存在するものの、試掘確認調査の結果、掘削震度の深い工事の際に、南国市教育委員会が立ち会うことで施行することができることとなっている。
また、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は高知県環境影響評価条例（平成11年高知県条例第5号）の定めにより環境影響評価が義務付けられた事業には該当しない。
以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。
ウ 代替案の検討について
本件事業の候補地として、南海トラフ地震の津波浸水予測図の浸水区域外であり、高知自動車道の南国インターチェンジ及び高知インターチェンジへのアクセスが容易な3箇所を挙げて比較検討しているが、社会的、経済的及び技術的観点から総合的に勘案すると、本件事業の起業地が最も適切であると認められる。
また、本件事業の起業地の面積は、本件事業に係る用地として日本赤十字社がガイドラインとして示している敷地面積として必要な面積であり、適当であると認められる。
エ 比較衡量
アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は、他の候補地と比較して最も適切であると認められる。
したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。
(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について
ア 事業を早期に施行する必要性
(3)のアで述べたように、当該施設の現所在地は、近

い将来発生が予測されている南海トラフ地震による津波被害により十分に機能が發揮することができない可能性が高い状況にあり、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。
イ 起業地の範囲及び収用の合理性
本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。
また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。
したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。
以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
南国市役所

高知県告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年3月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大方大正
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町打井川字大ウ子1710番27	前	11.9 }	50
	後	11.9 }	50

高知県告示第127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、

道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年3月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大久保伊尾木
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市奈比賀字シヲ レ988番1から 安芸市奈比賀字シヲ レ1755番8まで	前	3.0 }	115
	後	7.9 }	115
		12.7	

高知県告示第128号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を指定するので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定により次のとおり告示し、平成23年3月高知県告示第109号（建築基準法による特定工程及び特定工程後の工程の指定並びに告示の廃止）は、平成28年3月31日限り廃止する。

平成28年3月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 中間検査を行う区域
高知市を除く県内全域
- 2 中間検査を行う期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 3 中間検査を行う建築物の構造
全て（独立行政法人住宅金融支援機構住宅技術基準規程（平成19年4月住機規程第67号）第3条の規定に基づき独立行政法人住宅金融支援機構理事長の承認を得たもの及び法に基づく認定型式又は認証型式部材等に該当するものによるものを除く。）
- 4 中間検査を行う建築物の用途
一戸建ての住宅、長屋、共同住宅その他これらに類するもの（分譲を目的とするものに限り、法第7条の3第1項第1号に規定する工程を含むものを除く。）
- 5 中間検査を行う建築物の規模

- 全て
- 6 指定する特定工程
（1）から（3）までに掲げる構造の区分に応じ、それぞれ定める工程とする。ただし、（2）又は（3）において2の工程に該当する場合は、いずれか早期に終える工事の工程とする。
（1） 木造その他これに類する構造
屋根工事の工程
（2） 鉄骨造その他これに類する構造
2階床の鉄骨建て方工事又は屋根版の取付け工事の工程
（3） 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造その他これらに類する構造
2階床の配筋工事又は屋根の配筋工事の工程
- 7 指定する特定工程後の工程
中間検査を行うことができなくなる工程全て
- 8 適用除外
次に掲げる建築物については、この告示の規定は、適用しない。
（1） 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物
（2） 法第85条の規定の適用を受ける建築物
（3） 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第17条第1項の規定に基づく指定を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人が同法第19条第1号に規定する住宅瑕疵担保責任保険契約又は同条第2号に規定する保険契約の引受けを行った建築物
- 9 施行期日等
この告示の規定は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受ける建築物及び同日前に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けた建築物のうち同日において中間検査を行っていないものについて適用する。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第7号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

平成28年3月11日

高知県公安委員会委員長 織田 英正

- 1 検定を実施する警備業務の種別及び級
雑踏警備業務 2級
- 2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所
（1） 検定の実施日及び開始時間
平成28年6月14日（火）午前9時
（2） 検定の実施場所

- 愛媛県松山市上野町甲650番地
えひめ青少年ふれあいセンター
- 3 検定の実施予定人員
10人
- 4 受検資格者
高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）とする。
- 5 検定の方法
学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
（1） 学科試験
ア 警備業務に関する基本的な事項
イ 法令に関すること。
ウ 雑踏の整理に関すること。
エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
（2） 実技試験
ア 雑踏の整理に関すること。
イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 検定の申請手続
検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。
（1） 検定の申請の受付期間
平成28年5月9日（月）から同月13日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。
（2） 検定申請書等の提出方法
検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。
なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。
- （3） 提出書類等
ア 検定申請書 1通
イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。）
ウ 写真（検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチ

メートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2枚

(4) 受検対象者の確定方法

受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。

(5) 受検票の交付

受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。

7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法

検定を受けようとする者は、検定手数料として、13,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。

なお、納付された検定手数料は、返還しない。

8 検定の実施に関し必要な事項

(1) 受検時の服装

警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。

(2) 持参品

ア 受検票

イ 筆記用具

ウ 帽子(制服で使用している帽子、ヘルメット等)又は運動帽

エ 室内用運動靴(体育館内での実技試験に使用する。)

オ 昼食(学科試験に合格した場合に必要となる。)

9 その他

この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。

10 検定の実施に関する問い合わせ先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(電話番号088-826-0110内線3022、3024)又は県内の各警察署警備業担当係

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月11日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第5号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則(昭和31年高知県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

付則第16項中「100分の15」を「100分の16」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月11日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第6号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則(昭和36年高知県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表の表の部分を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1項職員			2項職員	3項職員
	1種	2種	3種		
	円	円	円	円	円
1年未満	413,300	367,600	307,800	67,300	50,000
1年以上2年未満	413,300	367,600	307,800	67,300	50,000
2年以上3年未満	413,300	367,600	307,800	67,300	50,000
3年以上4年未満	413,300	367,600	307,800	67,300	46,000
4年以上5年未満	413,300	367,600	307,800	67,300	42,000
5年以上6年未満	413,300	367,600	307,800	67,300	38,000
6年以上7年未満	413,300	367,600	307,800	64,900	34,000
7年以上8年未満	413,300	367,600	307,800	62,500	30,000
8年以上9年未満	413,300	367,600	307,800	60,100	26,000
9年以上10年未満	413,300	367,600	307,800	57,700	22,000
10年以上11年未満	413,300	367,600	307,800	55,100	18,000
11年以上12年未満	413,300	367,600	307,800	52,700	14,000
12年以上13年未満	413,300	367,600	307,800	50,300	10,000
13年以上14年未満	413,300	367,600	307,800	47,900	6,000
14年以上15年未満	413,300	367,600	307,800	45,900	3,000

15年以上16年未満	413,300	367,600	307,800	44,100	
16年以上17年未満	408,900	363,600	304,500	42,300	
17年以上18年未満	404,500	359,600	301,200	40,600	
18年以上19年未満	400,100	355,600	297,900	38,900	
19年以上20年未満	395,700	351,600	294,600	37,100	
20年以上21年未満	391,300	347,600	291,300	35,400	
21年以上22年未満	371,900	330,700	277,500	34,300	
22年以上23年未満	352,100	313,500	263,500	33,200	
23年以上24年未満	332,800	296,800	250,000	31,600	
24年以上25年未満	313,400	279,900	236,100	30,500	
25年以上26年未満	293,900	263,000	222,400	29,300	
26年以上27年未満	271,200	242,200	204,800	28,200	
27年以上28年未満	249,000	221,800	187,700	27,100	
28年以上29年未満	226,600	201,400	170,400	25,800	
29年以上30年未満	203,800	180,600	152,800	25,000	
30年以上31年未満	179,000	158,700	134,800	24,000	
31年以上32年未満	154,100	136,800	116,500	22,800	
32年以上33年未満	129,500	115,100	98,600	21,100	
33年以上34年未満	91,400	83,200	72,600	19,300	
34年以上35年未満	56,100	53,400	48,300	17,200	

附 則
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

~~~~~  
 単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月11日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第7号**

**単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則**

単身赴任手当に関する規則（平成2年高知県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号中「4,500円」を「6,000円」に改め、同項第2号中「6,000円」を「8,000円」に改め、同項第3号中「7,750円」を「1万円」に改め、同項第4号中「9,500円」を「12,000円」に改め、同項第5号中「11,250円」を「14,000円」に改め、同項第6号中「13,000円」を「16,000円」に改め、同項第7号中「2万円」を「24,000円」に改め、同項第8号中「26,000円」を「32,000円」に改め、同項第9号中「33,000円」を「4万円」に改め、同項第10号中「38,000円」を「46,000円」に改め、同項第11号中「43,000円」を「52,000円」に改め、同項第12号中「48,000円」を「58,000円」に改め、同項第13号中「53,000円」を「64,000円」に改め、同項第14号中「58,000円」を「7万円」に改める。

附則第2項中「26,000円」を「3万円」に改める。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

-----  
**人 事 委 員 会 告 示**  
 -----

**高知県人事委員会告示第1号**

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成28年3月22日から施行する。

平成28年3月11日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

別表第2の5級の項中  
 「子ども・女性安全対策班長」  
 を  
 「子ども・女性安全対策班長  
 航空隊長」

に、  
 「捜査支援室長」  
 を  
 「捜査支援室長  
 検視官」

に改め、「組織窃盗対策官」、「機動捜査隊長」及び「交通事故

事件捜査統括官」を削り、同表の6級の項中

「検視官」

を

「検視官  
組織窃盗対策官  
機動捜査隊長」

に、

「高齢者交通安全対策官」

を

「高齢者交通安全対策官  
交通事故事件捜査統括官  
聴聞官」

に、

「警察学校の副校長」

を

「警察学校の副校長  
地域交通官」

に改め、同表の7級の項中「聴聞官」を削る。

-----  
落 札 公 告  
-----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成28年3月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
デスクトップパソコン一式 250組
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県土木部建設管理課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日  
平成28年2月4日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 落札金額  
月額 560,520円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
平成27年12月25日